

文教委員会記録

- 1 期 日 平成21年2月17日（火）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之
副委員長 安井裕典
委 員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、
石橋良三、犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

6 報告事項

- (1) 広島県総合計画「元気挑戦プラン」後期実施計画（案）について
- (2) 平成21年広島県議会2月定例会提案見込事項
- (3) 平成21年広島県議会2月定例会提案見込事項
- (4) 広島県子どもの読書活動推進計画（第二次計画）について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（岩下委員） 資料番号1の「元気挑戦プラン」後期実施計画に関連してお尋ねします。25ページの学力の定着・向上の基本事業の番号の6です。基礎・基本の定着ということで、従来から小学校と中学校での学力調査を実施されていますが、この目標値についてお伺いしたいと思います。

平成20年度の目標値については達成が非常に難しいといったようなお答えを決算特別委員会の中でお聞きしました。今回、22年度に85%以上の目標値を立てられているわけですが、この目標値を達成する自信のほどと伺いますか、計画についてお尋ねしたいと思います。

○答弁（指導第一課長） まず、この目標値設定の経緯でございますけれども、現在の実施計画は平成17年度に作成をいたしました。その際、17年度の状況から現在示している数値を設定したわけですが、翌年18年度は小学校2教科、中学校3教科の5

つのうち3つがもう達成をしておりましたので、平成19年度から、より思考力、表現力を問う問題を2割程度取り入れたところで、その結果、通過率が下がっております。

この後期実施計画の目標値の設定に当たりましては、現在の実施計画における目標値を引き継ぎます。現在、かなり厳しい状況ではありますが、これまで取り組んできていることを引き続き取り組み、努力をしまいたいと考えております。例えば、学力調査の報告書がございますけれども、まずしっかり活用をしていただく、この中には課題分析の仕方であるとか授業改善の内容、方向について記しているところがございます。本年度も具体的なものを幾つかサンプルとしても紹介したところです。

また、学力向上のための実践交流会を広島大学で年1回行っておりますけれども、実践発表などによって各学校がそこから学んだものを生かしていただくように働きかけをいたします。さらに、思考力や表現力をよりきちんとつけたいという観点から、昨年度からそれぞれの教科の指導案にもそういったポイントを入れたものも掲載して、どうやったら授業改善がうまくいくかということも提示をしているところがございます。

また、全国学力・学習状況調査などから、昨年度、ひろしま学びのサイクルというものを提案いたしました。ここにおきましても、授業改善を生かしながら、そしてまた家庭でもきちんとした学習習慣がつくように提案しているわけですが、家庭への働きかけもしていきながら、学力定着・向上に努めてまいりたいと思っております。

○質疑（岩下委員） いろいろと対策を打たれているということは、よくわかったのですが、幾つかちょっと疑問に思うところがありますので、お尋ねいたします。

第1に、当初考えていた設問の内容から徐々に結果を見て、こういったところがどうも児童生徒に足りない部分があるということで、追加をされていったということも先ほど答弁の中にあつたのですけれども、そういった部分を取り除いて考えても、目標値になかなか届かないといった現状があるといったお答えを決算特別委員会のときにお聞きいたしました。そうすると、やはり本当にこの目標値でいいのかどうかという疑問がまず生じてくるのですけれども、そういったことについてはどう考えられているのでしょうか。

○答弁（指導第一課長） これまで一度目標値を立てて、そしていろいろな検証をした中で引き継ぐというふうにしているわけですが、確かに委員御指摘の思考力、表現力という観点を除いた部分についても若干上昇しているものもあれば、下がっているものもあるという現状でございます。引き続きそういったところに力を入れる取り組みをしないと、先ほど言いました、基礎的な知識・技能を活用するといった力がつかないというふうに考えておりましたので、あえてこういう目標を継続しているところでございます。

- 質疑（岩下委員） 高い目標に向けて努力されるのは非常にいいことだと思います。
- あとちょっと気になりますのは、全県的にはこういう成績になっているわけですが、市町で明らかにいいところ、改善したところ、もしくは改善がなかなか進まないといったようなところがあるのではないかと思うのですが、そういったところについてはどのように考えているのでしょうか。
- 答弁（指導第一課長） 報告書を作成する段階で、こういった取り組みが有効であるかというようなことを市町教育委員会の説明会で行っております。そして、ぜひともこういった取り組みはすべての学校で学んでいただきたいという話もさせていただいております。その一つの例が先ほど言いました広島大学で、県の指定した学校等が組織を挙げ体制をきちんと整えて学力をきちんとつけていることを全体の場でも発表いたしますし、私どもも研修をいたしまして、大いに活用できるようにしようということをやっております。また、いろいろな機会を通しまして、授業研究公開が行われる際には、どこどこの学校へ行ってみるというようなことも働きかけをしているところでございます。
- 要望・質疑（岩下委員） かなりの予算額がついていると思いますので、やはり効果が県民の皆さんに納得していただけるような、何かアウトプットが出る必要があるというふうに考えますので、調査報告の内容等について少し工夫をしていただく、それからやはりある意味で競争をあおるわけではないですけれども、それぞれの市町で自分たちの置かれているポジションをよく理解していただいて、向上につなげるような方策をとっていただきたいと、これは要望としてお願いしたいと思います。
- 次に2つ目は、先日公表されました特別支援学校での文書の紛失に関連してお伺いしたいと思います。昨年10月の文教委員会で、教員採用試験に関連して残念ながら試験の解答用紙が規程どおりに保管されていなかったことに対して、私から文書管理の問題点についてお尋ねしたことがありました。そのときに、他の文書についても同様の危惧があることから、点検の内容や結果についてお尋ねしたところ、今回、文書の保管に関連して、残念ながら、また問題が発生しております。たくさん文書があって、たしかあのおときの答えでは4,000以上だったと思いますが、なかなか難しいというのはよく理解できますけれども、本質的な再発防止策等が講じられる必要があるのではないかと思います。
- この際、文書が多いということが問題であるなら、文書の内容、もしくは数の見直し、削減、または同様の文書を指定して改善していくといったような方策が必要ではないかと思われませんが、当局の御見解をお伺いしたいと思います。
- 答弁（総務課長） 文書管理の問題につきましては、昨年、委員から文書管理規程の見直し等について御指摘もいただいたところでございます。内部で検討いたしましたけれども、規程そのものにつきましては不都合がないということから、現時点では改正には至っておりません。しかしながら、見直し・改善をいたしまして、事務局の文書庫が狭隘になっているということから、県立教育センターにございます現

在使用されていない宿泊棟の一部を文書庫として使用する準備を進めているところでございます。

それからまた、これも本委員会で御指摘があったのですが、県立文書館への文書移管につきましては、昨年12月に約100冊の文書を移管したところでございます。本日御指摘をいただきました文書数や内容の見直し、削減ということにつきましては、当然のことながら、教育委員会から出すものについては、事柄によりますけれども、電話とか口頭あるいは電子メールの活用を行っているところでございます。

また、最重要文書の指定ということについても御指摘いただきましたが、現在でも文書の重要度等に応じまして、標準保存年限を定めているところでございます。今後とも文書管理規程の周知徹底、そして職員の文書管理の意識啓発に努めまして、文書の適正な管理に努めていきたいと考えております。

○要望（岩下委員） いろいろと御努力いただいているということは理解できます。ただ、やはりこういったことが時々起きるといのは、なかなか再発防止は難しいのだらうと思います。特に、この10年間を調べてみると、どのぐらいの件数が起きているのかわからないのですけれども、多分、同じぐらいは起きているのではないかと思います。そういう意味で、学校の中では同じようなことがずっと繰り返されているということで、やはり何らかの対応策が必要ではないかと感じます。

特に、こういう平常的な業務の場合、なれによる紛失が非常に多いので、それに対応すると言え、例えば外部の監査とか、言ってみれば隣の高校から何人か来ていただいてチェックをする。チェックをすることが目的ではなくて、その中でお互いに高校同士で文書管理の難しさを話し合い、コミュニケーションをとってもらったり、外部から来てもらうことで受け取る側の方も緊張感を持って文書の保管もしくは取り扱いができるということも考えられますので、そういったこともぜひ一度考慮していただきたいと要望としてお願いしたいと思います。

○質疑（安木委員） 先般、教職員の懲戒処分について書類を送っていただきました。時々こういう処分が行われたという書類をいただきます。また今も、質疑がありました。個人の貴重な情報を紛失したということで、どうしても弁明せざるを得ないというようなことも先般ありました。そういう個人の情報等の紛失について、先般もたしか奨学金の申請書類を紛失して、事なきを得たということでしたが、教育委員会関係の特に個人の貴重な情報の書類は、書類を書類と思わないで、これは人なのだというふうに思うという認識が大事なのではないかと思います。人を置いてきぼりにしたり、人がいなくなるというわけにはいかないわけですから、一つ一つの書類を人だという思いでそういう個人の貴重な情報については対応していくべきではないかと思います。

それと、今言いました懲戒処分の件でいただいた資料で、セクシュアルハラスメントは論外のことですけれども、体罰について小学校の教諭、そこの校長先生が懲戒処分になっているわけですが、学校教育法では「校長及び教員は、教育上必要が

あると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と、このように書かれているということは聞いております。体罰について基本的にどのように考えているのでしょうか。今の規定が基本かもわかりませんが、基本的にどのように教員に指導されているのかもちょっとお聞きしたいと思います。

○答弁（教職員課長） お尋ねの体罰でございますけれども、平成19年に文部科学省から通知がございまして、体罰に関する一定の考え方が示されているところでございます。その中には、身体に対する侵害、いわゆる殴る、けるなど、または肉体的苦痛を与えるような懲戒、長時間正座をさせたりとか、長時間直立の一定の姿勢を保持させるとかいったものについては、体罰に該当するというような考え方を示されておりますが、それぞれ個々の事案ごとに状態はさまざまでございますから、それぞれの状況に照らして客観的に判断されることが必要であるというような考え方が示されてございまして、この考え方に基づいて体罰は許されないとされています。また、この通知の中には、体罰による指導は大人が力によって懲戒を行い、解決をさせるといったことが子供にも力による解決への思考を助長させる、いじめや暴力行為の土壌を生むおそれがあるというような指摘もございまして、この点については各学校、市町教育委員会としても指導を行っているところでございます。

○質疑（安木委員） 小学校の先生の場合を見ますと、男の子に対して授業中の態度を指導するときに、右手のこぶしで頭のでっぺんを2回たたいたというのです。昨年11月には女子児童4人を指導する際に右手のこぶしで頭のでっぺんを2回たたいた。また、先生が室内用の運動靴を右手に持って甲の部分で、裏ではなくて持てる部分で、前頭部をたたいた。そういうことはあるかと思うことなのですけれども、教諭がこういう懲戒処分になったのは、生徒なり保護者の方から体罰を受けたと言われて処分に至ったのか、その辺のことはどうでしょうか。

また同時に、この学校の校長先生は教諭がそのようなことをしたということをおわかっていたけれども、教育委員会に報告しなかったので、減給10分の1・1カ月の懲戒処分とあります。私は減給10分の1・1カ月といったら、大したことないと最初思っていたのですけれども、ちょっといろいろ調べてみますと、これは退職金まで含めるとかなりの減額になる。だから、さきほどの教諭の戒告一つにとっても、退職金を含めると、大変な減額になってしまうのですが、これは保護者なりから訴えられたから処分せざるを得ないことになったのか、その辺についての経緯はどうなんでしょうか。

○答弁（教職員課長） この事案の発生、それから懲戒処分に至るまでの経過でございますけれども、この教諭は小学校の教諭でございますが、体罰をしたことについてみずから管理職である校長に報告をいたしております。それで体罰がわかったということでございまして、本人は体罰をしたという認識のもとにございます。また、その校長につきましては、職員から体罰を行ったという報告を受けているにもかか

ならず、それに対する対応であるとか、教育委員会に対する報告を行っておりませんで、しかるべき対応がとられていなかった。体罰が行われていることを黙認しているような状態があったということでございまして、こういった状況、また体罰の状況としても右手のこぶしでたたくとか、履いているものを使ってたたくというようなことで、そういった対応については調査する過程で、関係の職員であるとか、児童からの聞き取り調査なども踏まえ、客観的な事実確認を行いまして、懲戒の決定を行ったということでございます。

懲戒処分の検討に当たりましては、教育委員会として懲戒処分の指針を定めておりまして、その中には体罰により児童生徒に負傷を与えた職員は体罰の形態を考慮し、停職、減給または戒告とする、また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とするという定めがございますので、これに照らしながら事実の確認をもとにきちんと行ったところでございます。繰り返し体罰を行っている、また履いている靴で体罰をしているといった形態等をかながみまして、本人には戒告という処分だったと思います。

また、校長に至りましては、所属職員の監督責任がございまして、この懲戒処分の指針でございまして、部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、または黙認した職員は停職または減給とするといった定めがございます。そういったことに照らしまして、この校長は、職員が非常に生徒指導上苦勞しているということで、おもんばかってということはあったというふうには申しておりますけれども、とはいえ、事実を報告せず、しかるべき対応をとらなかったといったことを重く見まして、減給10分の1・1カ月の処分を決定したといった経過でございます。

○質疑（安木委員）　なぜわかったかというとおかしいのですけれども、変なことを聞くようですが、ほかにも生徒、保護者の方から訴えがあったのでしょうか、どうなのでしょう。要するに情状をかながみてというのは、非常にあいまいなことになってくるわけですが、この方のどういうことかわかりませんが、親の方から学校でうちの子がこんなことがあったのだというふうなことがあったから、こういうふうにせざるを得ない方向にってしまったのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○答弁（教職員課長）　我々としては、保護者からの通報でありますとか、そういった情報についても常に耳を傾けながら、大事にしながら、いろいろな事案について考えていくということでございます。今回の事案につきましては、こういった体罰といった事案が確認されれば、教育委員会として厳正に対応せざるを得ないといったところがございまして、事実の確認に基づいて処分を行うところでございます。今回の発覚の経緯としましては、校長は報告しなかったわけでございますけれども、県の元職員の方からの連絡がございまして、福山市教育委員会が事実確認をする中で、事実が明らかになるということでございまして、事実の確認に基づいて、また

懲戒処分の指針に基づいて、懲戒処分の検討をし、決定したということでございます。

○質疑（安木委員） 先ほど言いましたが、私のときは日常茶飯事のようなことだったことが今は非常に厳しくなっている。どちらがよかったのかというふうな思いが今でもあるのですけれども、やはり小学生とか中学1年生ぐらいまでの間というのは、体罰ではないですけれども、ぼんとたたいたりする中で、いけなかったとわからせるのもいいのではないかという思いが根底にあるのです。だから、今は体罰は一切だめということで、加えることはできないという規定になっているということであって、かなりこのような懲戒処分がふえてきているのではないかと思います。

さっきおっしゃった平成19年に文科省がいじめ対策の一環として、教育現場での体罰の基準を明らかにしましたが、いろいろな経緯からだろうと思います。これを見ると、少し違ったように感じましたが、殴るとかけるなどの行為は認めないものの、放課後の居残り学習指導とか、授業中に立っておきなさいと言ったり、それから罰として掃除をさせる、ここまでは肉体的苦痛を伴わない限り、体罰には当たらない。ただ、児童生徒の暴力行為をとめるために教師がやむを得ず用いる強制力も体罰には入れないというふうな内容で、体罰に対する見解を文科省が初めて出したのだと思います。

懲戒や体罰について現場の教師が萎縮しないようにわかりやすい基準を示すことが、非常に大事なことだと思うのです。ちょっとお願いしたいと思うのは、体罰について基準を明らかにしたということですので、現場の教員に文科省のチラシなどを使って体罰の基準についてももう少し学ぶ場をきちんと持ってもらった方がいいのではないかと思います。今までは体罰は一切認めないということだったので、相談も何もなかったわけですけれども、今回、平成19年に一つの基準を出したわけです。ここまでは許容範囲というとおかしいのですけれども、要するに教育的な体罰の与え方、どんなときには体罰を与えるべきかとか、どんなときには体罰を絶対避けるべきかとか、体罰を行った後のフォローはどうすべきかとか、そういうようなことの話し合いがなかなか進んでいないという状況も聞いています。そういうこともやっていく必要があるのではないかと思います。その点はどのようにか。

○答弁（指導第三課長） これまで体罰の違法性とか問題につきましては、生徒指導の資料として、まず生徒指導の手引に明記をしておりまして、徹底を図っているところでございます。また、平成13年度から継続して実施をしております生徒指導主事研修の場においても、法規法令にのっとった生徒指導を推進することを指導する中で、体罰の禁止についても指導してきているところでございます。

しかしながら、委員御指摘のように、やはり児童生徒の学校内での生活というものは、集団のルールに基づいて送られておりまして、規範や他人を思いやる心を育て、ルールを守る心を育てるということが一番基本にあると考えております。し

かしながら、児童生徒がルールを守らなかったり、他人を傷つけるような問題行動を起こしたときは、やはり組織的な生徒指導体制のもとに、すべての教員が同じ方針で悪いことは悪い、いけないことはいけないのだということを毅然と指導することが大切であると考えております。

これまでもそういう毅然とした指導の大切さについては、先ほど申しました生徒指導主事研修等を通じて繰り返し指導してきたところでございますが、今後とも引き続き指導を徹底してまいりたいと考えております。

○質疑（犬童委員） 今の体罰の問題もそうですけれども、セクハラ等の不祥事件が毎月教育委員会関係で報道されるわけです。こういう事件が起きたときなど、すべての学校でそれを紹介するという大前提で教育委員会等できちんと話し合うことはないのではないか。文教委員会で言われたら、また一生懸命対策をとって、どうこうといつも言う。ところが、毎月出てくるわけです。ここで言うだけであって、学校現場では、よその学校のことだ、よその先生のご事情は余り知らない方がいいとか、そんな発想でこの問題を全部終わらせているのではないかと。私は物すごくそういう気がしてならない。情けないと思います。この前もちょっと報道されていましたが、もう一度今年度起きた不祥事、セクハラ等の件数とどういうふう処理されたのかを聞かせてください。

○答弁（教職員課長） 懲戒処分の件数でございますけれども、今年度、33件ございます。内容といたしましては、交通事故の関係が5件でございます。体罰の関係が7件でございます。わいせつ、セクハラに関係するものが5件でございます。その他の案件が15件ございます。

○質疑（犬童委員） その他の15件というのは、どういう内容ですか。

○答弁（教職員課長） 15件のうち、7件がいわゆる国旗・国歌に関係するものでございます。

○質疑（犬童委員） 体罰の問題もそうです。今言われたようにどこまでが体罰であって、どこまでが体罰でないという基準が出たということで、生徒指導の先生が萎縮してはいけないということが前提にあると思うのです。また一方では、体罰によって子供に心身面で傷を残すことがあってはいけないと思うのです。

そういうさまざまな事件とか事例をきちんとまとめて県の教育委員会が、各市町の教育委員会を通して、あるいは直接県立高校などに、事件を起こした先生の名前まで大きく書いて回すことはないけれども、どの学校でこういうことが起きた、それはこういう背景で学校はこういうことをしていた、見て見ぬふりをしたとかということを含めてきちんと議論していかなかったら、こういう問題は通達だけではだめです。体罰でもそうだと思うのですが、議論し合って、お互いが未然に防いでいこうとしなければいけません。生徒に対話してもどうにもならず、体罰になってしまったと、その背景だとかも、あなた方はやはり分析されて、各学校現場で参考にし、未然に防いでいこうという取り組みをしてもらいたい。

そうしないと、何か教育委員会にかかわる不祥事件が毎月起きて、私たちも文教委員をしていて、ああいう報道を見るともう本当に気分が悪いです。事実があったから報道もあるわけですから隠してはいけませんが、再発しないような取り組みを本当に真剣にやってもらいたい。そうでなかったら、ここで取り上げている意味がない、こっちも言うだけだ、ということになるわけですから、これはやはり教育長、もっと組織的にきちんとしてもらいたいと思います。再発防止の取り組みとかどうですか。

○答弁（教育長） ことし教育委員会で33件の懲戒処分があったことをまことに恐縮しておりますし、申しわけないことだと思っております。私どもは各月ごとに教育委員会関係で出てきたことにつきましては、県立学校はすべて、市町教育委員会に対しても委員の方々にお送りする事案は、同様なものも送らせていただいています。また、学期に1回程度、県立学校長会議、また2回程度の市町教育長会議におきましても、その年度のすべてのそういう事案についての説明をし、しかも大きなポイントになったものについては、こういうポイントがありますということで、幾つか指導の徹底を行っていただきたいとお願いしています。

例えば、教職員と児童生徒にかかわるわいせつ、セクハラの中で大きくポイントになりましたのは、携帯電話で教員と子供たちがやりとりしたことが発生の出発点になっているということも幾つかありました。このため、教職員と子供たちが直接やりとりしないように、子供たちとはまず保護者を通じて連絡するようというような指導の徹底を行いましたし、また、昨今では女性の教職員に対するわいせつ、セクハラがございましたので、このことにつきましては、もっと敏感になって、男性職員に対して大人だったらとか、笑って済ますのではなくて、それを容認することは子供たちの被害につながるということの指導も徹底させていただいております。

特に、体罰につきましては、体罰を振るっても振るわなくても、怖い先生というのはいるのです。体罰を振るわなくても怖い先生というのは、少し子供の時代を思い出していただければ、おられたのではないかと思います。いわゆる威厳がある教員を我々は育てていかなければいけない。たたかれるから怖いのではなくて、威厳と日々の生活が自律的にできている教員はそういうふうなものになろうと思いますので、今後ともそこらあたりの指導は徹底してまいりたいと思っています。

○要望・質疑（児童委員） ぜひ、再々、このようなことにならないように、きちんとしてもらいたい。隠せということではないです。

それから、時間もないのですが、あと2点ほどちょっとお聞きします。元気挑戦プランの中の特別支援教育の充実のところに、発達障害についてページを割いていらっしゃるって、私は期待をしております。ただ実際、ここにもあなた方は、コーディネーター等の指名など校内体制は十分に整備されているとは言えませんが、率直に書いていらっしゃるのです。その他のことも率直な表現で、現状の不十分な点を述べております。その点は私はいいことだと思っております。問題はその不十分なところを

どういふふうにして、取り組むのかです。もちろん、今度新しい計画が決まったら、今までやってこられたものも含めて具体的な取り組みをやっていくということになると思うのです。

この前、NHKが夕方7時半からの番組で、イギリスの発達障害に関する特集をしまして、日本と比較して、日本はまだまだおくらしている、やっとな法律ができて体制をつくりつつある、一方、先進国としてイギリスでは予算的にも人的にもかなり進んでいると紹介しているのです。それは国民の理解だとか、あるいは議会関係者の理解とかが進んでいるということもセットになっていると思うのです。

だから、この問題は要望しておきますけれども、ぜひ学校現場にそういう発達障害に対応できる専門の先生をきちんとつくってもらいたい。まだまだ聞くところでは整備されていない。ただ名前だけはついているけれども、実際に指導する力が足りないとか、あるいは先生がそれになりたくない、そういうふうなことが学校現場でありますし、それから専門の先生というのですか、皆さんが学校に出向いていて、例えば発達障害を持っている子が、学校に何人かいて、そのクラスに例えば一緒に一日見て、どういふ発達障害なのか分析をして、学校と一体になってその子に対する対応をしていくというのが、広島市内でも若干始まっているみたいですが、この問題は非常に難しい部分もありますが、ぜひ私は全県で取り組んでいただきたいと要望しておきます。

それからもう一つ、広島県子ども読書活動推進計画について、私はぜひ実効を上げてもらいたいと思うのです。私も千田町の県立図書館あるいは呉市の図書館などを再三のぞいて、様子を見たりしているのですけれども、聞きたいのは、広島県の子供が年間読む冊数、全国はこのぐらいで広島県の子供はこうとか、大人がどれだけ読むとか、そのような資料はありますか。

○答弁（指導第二課長） 高等学校の生徒が1カ月に読む本ですが、平成20年度が全国で1.5冊、広島県では1.4冊で全国と比べて低いという状況でございます。もう一つ、1カ月に1冊の本も読まない生徒の割合ですが、全国では51.5%、本県では44.3%という状況でございます。いずれにしても、よく読む生徒と読まない生徒の差が大きいというのが課題でありますので、学校におきましても朝の読書活動あるいは学校の推薦図書、こういったことを通じながら、学校においても読書の推進を図ってまいりたいと考えております。

○質疑（犬童委員） 図書館などに行きますと、子供のコーナーには、よくお母さんが子供を連れて一緒に読んでいる風景があります。母親だけでなく父親もですけども、やはり大人が家庭でそういう読む姿だとか、一緒に読もうということがなかったら、いきなり子供に学校で読みましようと言っても、なかなかそれはそうならないのではないかと思います。やはり、この問題を家庭を含めて考えていかないと、計画に家庭のことももちろん入っていますが、もっと家庭でいかに読書をするか、いかに保護者が自分のためにも、子供のためにも読み聞かせをするということをお

きく柱に据えていかないと、学校現場だけでは難しいのではないかという気がするのですが、そこはどうか。

○答弁（生涯学習課長） 委員御指摘のように、家庭・地域において子供が乳幼児期から本に親しむ機会を提供したり、あるいは本を読むことを習慣づけることは大切なことだと認識しております。それで、読書の意義について理解を図るために、もちろん、公共図書館とかそういったところでも読書活動に関する啓発についての事業を持っているわけでございますけれども、県教育委員会といたしましても、「食べる！遊ぶ！読む！」というようなキャンペーンなどを通して、読書活動の大切さ、家庭で本に触れる時間をつくっていきましょうというようなことも、これまで進めてきているところでございます。

そうした中で、先ほどの児童生徒の本の貸出冊数ですけれども、図書館のデータでございますが、平成15年が0歳から19歳の子供で2.3冊ぐらいであったものが、平成19年度では2.9冊というふうに、少し上昇してきているということでございます。そういったこともございますので、やはり、社会教育の場と申しますか、そういった場面でも読書活動の必要性や家庭で本に触れることの大切さを引き続き伝えさせてもらいたいと考えております。

○要望（犬童委員） 私どもがお願いしてきたのですが、県立図書館の入って一番手前側にある児童コーナーには、正直言いまして新しい本が少ないです。非常に古い本があって、これを子供たちに利用しなさいという格好が、もちろん県立図書館はたくさんないので、各市町の図書館が主たるものなのですけれども、やはり県立図書館はもうちょっと本の入れかえをやっていかないと、子供だけではなく大人のコーナーもそうでしょうけれども、専門書の中に古文書みたいな古いのがあります。私はこういう取り組みをされるのでしたら、やはりもう少し図書館の所蔵する本をふやさないといけないし、それから古くなったら手にとってあかがついたりしますし、予算的なこともありますが、もう少し新しい本に切りかえていく取り組みをやってもらいたい。呉市の図書館でもかなりの本を買っています、毎月、物すごい数の本が入ってきています。ちょっと県は図書の購入に対して予算づけが悪いのではないかという感じです。きちんと毎年何割かは新しい本に切りかえていますということがあるかもしれませんが、私が再三のぞいた感じはその2点です。ぜひひとつそこら辺はみんなが行きやすいところにして、行って手にとりやすいような本を揃えてもらいたいと思います。

(4) 閉会 午前11時59分